

○概ね5年で実施する取組(改定案)

具体的な取組の柱			
事項			
課題の対応	具体的取組	【構成員名】 達成状況等 評価項目	備考
■ソフト対策の主な取り組み			
(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取り組み			
1-1	・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。 ・沿川市町以外: 洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。		— 達成状況等評価項目記入例 — ● : 完了(取組完了) ◆ : 着手又は継続中 ○ : 未着手又は未実施 ☐ : 対象外 注) 訓練や教育等は毎年行う「継続」項目のため、当該年次に実施する場合は「●」、実施出来なかった場合は「○」と記載する。
1-2	・沿川市町: 基準水位見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外: 災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。		
1-3 1-4 1-5	・広域避難計画策定の推進を図る。 ・広域避難訓練の実施し、住民への周知を図る。		・2項目に分割
1-6	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表		
1-7	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さサポート)		
1-8①	・想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。(水防法第15条の11)		
1-8②	・想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等による周知 する。(水防法第15条の11)		
1-9	・円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動を段階的な訓練を実施する。		・項目表現の変更
1-10	・洪水情報のプッシュ型配信の実施を行う。		
1-11	・スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。		・項目表現の変更
1-12	・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。		
1-13	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。		
1-14	・水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。		
1-15 1-16	・小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。		・項目表現の変更
1-18 1-19 1-20	・避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。		
1-21	・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。		
1-22①	・要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)		
1-22②	・要配慮者施設における避難計画に基づく訓練の実施していく。(水防法第15条の3)		
1-23	・沿川市町: 住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。		・新規項目
1-24	・避難所の開設に伴う、新型コロナウイルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。		・新規項目
1-25	・鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。		・新規項目

○概ね5年で実施する取組(改定案)

具体的な取組の柱			
事項			
課題の対応	具体的取組	【構成員名】 達成状況等 評価項目	備考
(2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み			
2-1	・水防に関する広報の推進していく。		
2-2	・水防(防災)訓練を実施する。		
2-3	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。		
2-4	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。		
2-5	・広域的な水防支援体制を推進していく。		
2-6	・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。		
2-7	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進していく。		
2-8	・沿川市町: 毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。		
	・沿川市町外: 水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。		
2-9	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。		
2-11	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫のを想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。		・項目表現の変更
2-12	・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。		
2-13	・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施する。		
2-14	・自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により市民へ周知する。		
(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み			
3-1 3-2 3-3	・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成		
	・排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練の実施する。(内水氾濫も含む)		
3-5	・浸水被害軽減地区の調査確認及び指定		・個別対応案件としての扱いにより削除
■ハード対策の主な取り組み			
(1) 洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策			
4-1	優先的に実施する堤防整備		・流域治水協議会にて対応
	優先的に実施する堤防天端の保護		・流域治水協議会にて対応
(2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
4-1	簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置		・流域治水協議会にて対応
1-17	円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備		・流域治水協議会にて対応
2-10	迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理		・流域治水協議会にて対応
2-15	氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施		・流域治水協議会にて対応